

○益城町使用料等審議会条例

平成22年 9 月15日 条例第19号

改正

平成25年 3 月13日 条例第 8 号

平成26年 3 月12日 条例第 1 号

益城町使用料等審議会条例

(設置)

第 1 条 町が定める使用料及び手数料等の適正化を図るため、益城町使用料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町が徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の見直し等について、調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、審議会の所掌事務としない。

- (1) 法令の規定に基づき算定される使用料等
- (2) 条例等により他の審議会等の所掌事務とされている使用料等

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱した 8 人以内をもって組織する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募委員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月12日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。